

(別紙)

自動通話録音機お申込みに関する注意事項

1. 自動通話録音機（以下「機器」という。）は、北区内にお住まいのおおむね65歳以上の方が居住する世帯で、居住者の方が機器の設置を希望している世帯に対して配布を行います。すでに北区役所及び区内警察署から配布されている場合は配布できません。
2. 機器は、電話による詐欺等電話を使用した犯罪を未然に防止するためのものであり、その他の用途による使用、転貸及び売却等はできません。
3. 機器の使用は、申込書に記載された北区内のご住所以外の場所では使用できません。北区内の転居等で住所が変更になったときは、危機管理課までご連絡ください。
4. 機器の使用では、電気代として年間数百円程度かかります。この電気代は、配布された世帯での負担となります。
5. 機器を設置することにより、悪質な電話を完全に防げるわけではありません。不審な電話には、常に慎重に対応してください。

個人情報の取り扱いについて

1. 申込書に記載された個人情報は、本事業の範囲内に限定して適切に管理し、それ以外の目的には使用いたしません。
2. 申込書に記載された個人情報について、警察から依頼があった場合に、提供することがあります。